

鹿児島県警察市民応接向上総合対策要綱の制定について（概要）

（平成26年3月6日 鹿相第17号）

本通達は、警察職員の職務執行における市民との対応、応接（以下「市民応接」という。）の在り方、あるいは市民応接を伴う職務執行の適否が、当該職務執行の成果を左右するのみならず、広く警察活動及び警察職員全体に関する県民の意識、評価に波及し、県民の警察に対する理解と協力に大きく影響を与えることに鑑み必要な事項について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 警察各部門における施策の積極的推進
- 職員に対する各種教養の実施
- 適正な業務管理及び業務改善
- その他市民応接向上のために必要な方策の推進

等である。